非常変災時の対応について

岐阜県立飛騨神岡高等学校

岐阜地方気象台から、学校が所在する地域、通学する経路の地域、生徒の居住する地域に各種警報が 発表された場合や、震度5弱以上の地震が発生した場合の対応は、以下のとおりとする。

いずれにしても、まずは安全を確保することを最優先に考えて行動すること。

1 気象警報に関わる対応

- (1) 登校前に警報が発表されている場合、次のように対応する。
- ア 午前6時に岐阜県全域または、飛騨市に警報が発表されている場合は「休業」とし、家庭学習と する。
- イ 生徒が居住する地域及び通学する経路の地域に警報が発表されているが、学校が所在する地域に 警報が発表されていない場合、学校では授業が行われるが、当該生徒は出席停止とする。
- ウ 午前6時に警報が発表されていなくても、休業とすることがある。その場合には、「すぐーる」 にて連絡をする。
- エ 寮生は、校長の指示で登校し、学校待機とする。
- (2) 登校中に警報が発表された場合、次のように対応する。
- ア警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。
- イ 学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し学校に待機してもよい。
- ウ 安全の確保できる場所(公共の建物、店舗など)で待機してもよい。その際は、保護者および学 校へ連絡すること。
- (3) 登校後に警報が発表された場合、以下に基づき学校の指示に従う。
- ア 警報発表中、及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。
- イ 警報発表後に帰宅する場合は、警報解除後を原則とする。
- ウ 保護者が安全に生徒の引き取りが可能な場合には、保護者に生徒を引き渡す。
- エ 自宅到着後、学校へ必ず連絡する。「すぐーる」等連絡方法は学校の指示に従う。
- オ 寮生は、学校待機とし、校長の指示で帰寮する。
- (4) その他
- ア 気象警報は市町村ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に 注意すること。
- イ 警報発表時や発表が予想される場合は、学校からの情報にも注意すること。

2 地震発生に関わる対応

- (1) 登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合、次のように対応する。
- ア 午前6時前に震度5弱以上の地震が発生したら、安全を最優先とする。学校の対応は「休業」と する。
- イ 地震が落ち着いても、安全の確保を優先し、自宅で待機する。
- ウ 寮生は、校長の指示で登校し、学校待機とする。

- (2) 登校中に震度5弱以上の地震が発生した場合、次のように対応する。
- ア 登校中に地震が発生した場合は、安全な場所(落ちてこない・倒れてこない・移動してこない) に避難し安全を確保する。
- イ 揺れが収まってから、自宅または学校、指定避難所等近くの安全な場所に移動し、待機する。指 定避難所等に避難した場合は、保護者および学校へ連絡すること。
- (3) 登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合、以下に基づき学校の指示に従う。
- ア 安全を確保し、学校待機とする。
- イ 下校については、公共交通機関の運行、学校周辺、通学路等の安全及び生徒の居住地域等の安全 を確認し、校長が決定する。
- ウ 寮生は、学校待機とし、校長の指示で帰寮する。
- (4) その他
- ア 下校中に発生した場合は、登校中に発生した場合に準ずる。